

極秘

30部ノ内第16號

佛側力我最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置

昭和十六年三月二日
大本營政府連絡會議決定

- 一 帝國ハ佛側ニ對シ三月五日正午ヲ限リ其ノ再考ヲ求ム
- 二 佛印ニ對スル武力示威ヲ強化スルト共ニ西貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ停戰期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス
- 三 三月五日ノ回答期限ニ至ルモ佛側ニシテ帝國ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ハ帝國ハ佛印ニ對シ武力ヲ行使シ目的ノ貫徹ヲ期ス
- 四 佛側カ三月五日ニ至ルモ我最後調停案ヲ受諾セサル時ハ帝國ハ泰ニ對シ三月八日以降泰力最後調停案所定國境線ヲ越エサル範圍ニ於テ領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス

五 今後ニ於ケル調停ニ方リ停戰期間並ニ調停最後案ヲ變更スルコトナシ

註 最後調停案トハ二月二十四日提示セルモノトス

S 1.4.6.1-2

63

S 1.4.6.1-2

62

REEL No. A-0485

0040

アジア歴史資料センター

謹ミテ大本營及政府ヲ代表シマシテ 上奏致シマス

帝國ガ佛印泰間ノ紛争調停ヲ開始シマシテ以來既ニ一箇月ヲ經過致シ
マシタガ未ダ調停ノ妥結ヲ見ルニ至リマセヌ帝國ト致シマシテハ努メ
テ武力行使ヲ避ケ佛國ヲシテ我最後調停案ヲ應諾セシメ歎念願ニ於キ
マシテハ毫モ變リガ御座リマセヌ併シナガラ此ノ上更ニ荏苒時ヲ遷シ
マスコトハ諸種ノ情勢ニ鑑ミ極メテ不利ト認メラレマスノデ曩ニ御裁
可ヲ仰ギマシタル對佛印泰施策要綱ニ基キマシテ此ノ際佛印ニ對シ武
力ヲ行使致シマシテモ速ニ既定ノ國策ヲ完遂致シマスコトハ現下帝國
内外ノ情勢上最喫緊ナリト思考致シマシテ去三月二日大本營政府連絡
會議ニ於キマシテ本措置ヲ決定致シ爾後ノ外交交渉ヲ進メテ參リマシ
タガ本日ニ至リマスモ其ノ妥結ヲ見ルニ至リマセヌノデ最惡ノ場合ニ
立至リタル場合】應ズル本措置ヲ 上奏致シマスル次第御座イ

64

S 1.4.6.1 - 2

マス」

十註 内ハ「措置」ヲ三月二十日決定イ儘上奏スル場合イキ

帝國ガ佛印ニ對シ武力ヲ行使致シマスコトニ決定セラレマスレバ早速
所要ノ作戦準備ヲ致シ武力發動ノ時機ハ三月八日以降ト致シマシテ準
備ノ進捗ニ依リ其ノ時機ヲ定メラルベキモノト存じマス

但シ三月八日以降ト雖モ佛側ニシテ我調停案ヲ應諾致シマスルニ於キ
マシテハ武力行使ヲ中止スベキデ御座イマス併シナガラ此ノ際統帥上
特ニ考慮ヲ要シマスルコトハ進攻中ノ軍隊ヲ急遽中止セシムルコト方通
信連絡等ノ見地ヨリ不可能ナルコトアルノミナラズ時トシマシテハ軍
ノ統帥上不適當ナル場合モアルコトデ御座イマス故ニ部隊進發後ニ於
キマスル武力行使ノ中止ニ關スル措置ニ付キマシテハ當時ノ状況ニ應
ジマシテ陸海軍兩統帥部ハ相互緊密ナル連絡ヲ致シマシテ機宜ノ處置

2

S 1.4.6.1 - 2

65

REEL No. A-0485

0041

アジア歴史資料センター

ニ遺憾ナキヲ期シ歴イト存ジマス
以上ヲ以オマシテ御説明タ終リテ
謹ミテ本措置ノ御允裁ヲ仰ギ歴イト存ジマス

昭和十六年三月
日

○軍令部總長 博恭王

内閣總理大臣公爵 近衛文麿

參謀總長 杉山元

S 1.4.6.1-2

66

REEL No. A-0485

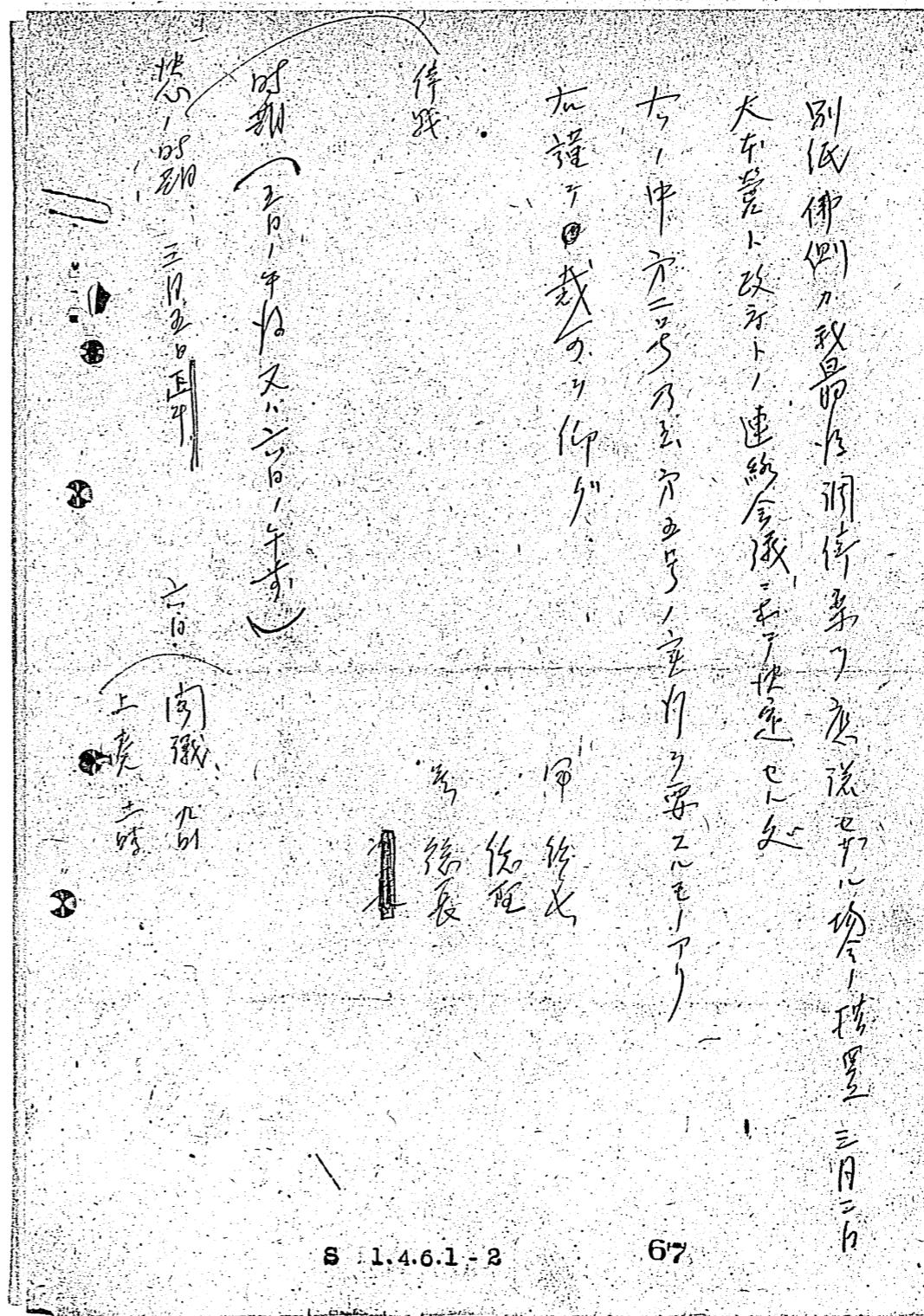
0042

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0485

0043

アジア歴史資料センター



陸軍省
陸軍省
陸軍省
陸軍省

二月二十八日調停最後案ニ對シ
佛側應諾セザル場合ノ措置案

(本田謹)

「帝國ハ佛國ノ否定回答ガ重大ナル結果ヲ伴フ旨警告シ之ヲ受理スルコトナク直チニ佛國ニ對シ三月五日正午ヲ限リ再考ヲ求ム此ノ際佛泰兩國ニ對シ一帝國ハ佛側ガ受諾スルト否トニ拘ラズ調停最後案ニ基ク新國境線ヲ以テ最モ公正妥當ナルモノト認ム故ニ停戰期間滿了後ハ兩國軍隊（艦艇航空機ヲ含ム）ガ該國境線並ニ停戰協定ニ基ク海上側限線ヲ越エテ軍事行動ヲ行フコトヲ容認スルヲ得ズ右ニ違犯スル行為アリタル場合ハ之ガ阻止ノ爲帝國ハ自主的ニ有効ナル手段ヲ採ルコトアルベキ」ヲ勸告ス

二番國ハ前項再考ヲ促スト同時ニ三月五日否定回答アリタル場合對佛印武力行使ヲ決意シ之ガ作戰準備ヲ促進ス

右武力行使ニ當リテハ昭和十六年二月一日御裁可請佛印察施策要綱第

海軍

陸軍省
陸軍省
陸軍省
陸軍省

68

0044

S 1.4.6.1 - 2

(本田謹)

三要領第五號第三項ニ準據スルモノトス
佛印ニ對ズル武力示威ヲ強化スルト共ニ三月一日以降西貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ停戰期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス
武力示威ハ航空兵力ヲ以テ行フ

四三月五日ニ於ケル佛側回答ニ於テ受諾セザル時ハ三月八日以降泰ガ調停案所定地域ヲ越ヘザル範圍ニ於テ新國境線内領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス

泰ニ對シ兵器・軍需品及技術指導等ノ軍事援助ヲ與フ
武力發動ノ時機ハ三月八日以降トシ第三項作戰準備ノ進捗ニ應ジ之ヲ定ム
但シ佛側ニシテ三月八日以降我ガ要求ヲ容認スルニ於テハ武力行使ヲ中止ス

六今後ニ於ケル調停ニ方リ停戰期間及調停最後案ヲ變更スルコトナシ

海軍

69

S 1.4.6.1 - 2

REEL No. A-0485

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0485

0045

アジア歴史資料センター

(註) 第五項ニ關シ部隊進撃後ニ於ケル措置ニ付テハ當時ノ情勢ニ應
ジ之ヲ定ム

(本田録)

S 1.4.6.1 - 2

70

極
秘

佛側方我調停案ヲ應諾セザル場合ノ措置案

一六、三、一

陸軍

日本文庫

帝國ハ佛廟ニ對シ三月五日正午ヲ限リ其ノ再考ヲ求ム

云佛印ニ對スル武力示威ヲ強化スルト共ニ西貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ停戦期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス

武力示威ヘ航空兵力ヲ以テ之ヲ行フ

三、三月五日ノ回答期限ニ至ルモ佛側ニシテ帝國ノ最後調停案ヲ應諾セザル場合ハ帝國ハ佛印ニ對シ武力ヲ行使ス

右武力行使ニ當リテハ昭和十六年二月一日御裁可ノ對佛印泰施策要綱第三要領第五號第三項ニ準據スルモノトス

0046

S 1.4.6.1-2

72

S 1.4.6.1-2

71

REEL No. A-0485

アジア歴史資料センター

四、武力ノ發動時機ハ三月八日以降トシ對佛印作戰準備ノ進捗ニ應ジ之ヲ定ム
但シ三月八日以降ト雖佛側ニシテ我調停案ヲ應諾スルニ於テハ武力行使ヲ中止ス
五、佛側カ三月五日ニ至ルモ我最後調停案ヲ受諾セサルトキハ帝國ハ泰ニ對シ三月八日以降泰方最後調停案所定國境線ヲ越エザル範圍ニ於テ領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス
泰ニ對シ兵器、軍需品及技術指導等ノ軍事援助ヲ與フ
六、今後ニ於ケル調停ニ方リ停戦期間並調停最後案ヲ變更スルコトナシ

陸軍

註 (4) 第四項ニ關シ部隊進發後ニ於ケル措置ニ付テハ當時ノ情勢ニ

應ジ之ヲ定ム

(ロ) 最後調停案トハ二月二十四日提示セルモノトス

(終)

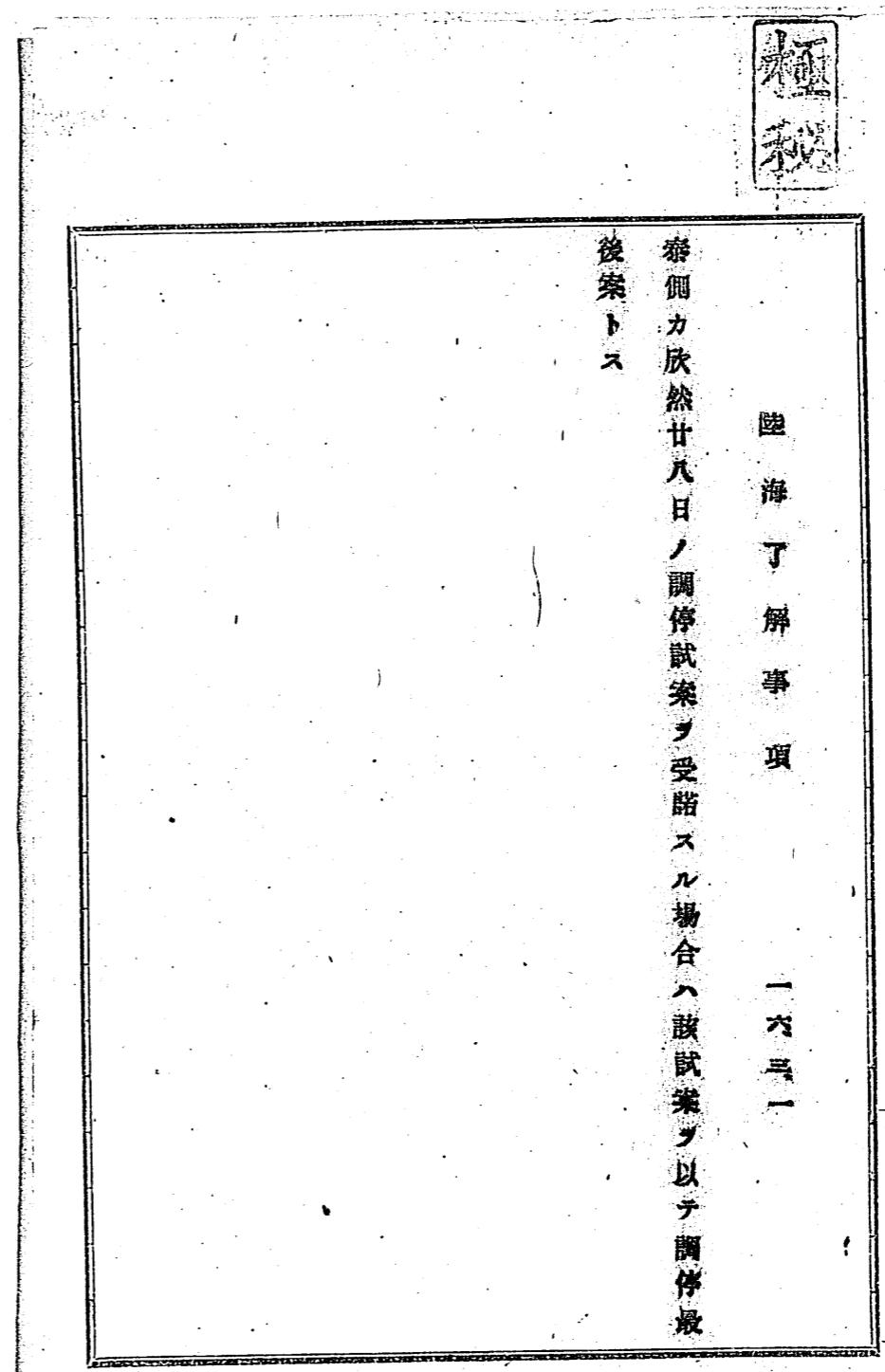


陸海丁解事項

一六三一

陸軍

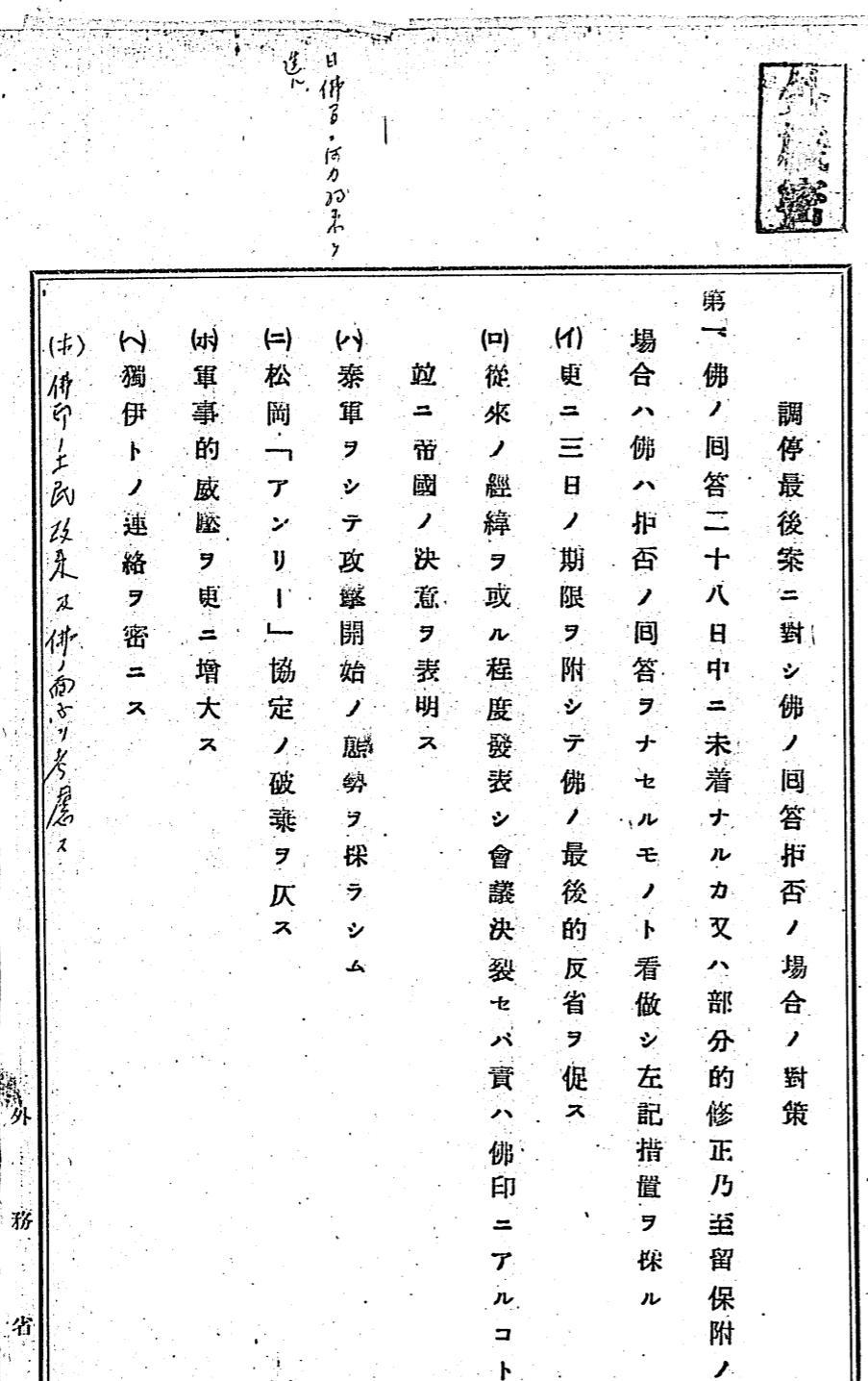
泰側カ欣然廿八日ノ調停試案ヲ受諾スル場合ハ該試案ヲ以テ調停最
後案トス



S 1.4.6.1-2

74

0048



第二 佛ノ拒否確實トナル場合

- (1) 調停決裂ノ責及日佛經濟交渉ニ對スル佛ノ不誠意ヲ理由トシテ
松岡「アンリー」協定ヲ破棄ス
- (2) 失地回復ヲ目標トシテ泰ト軍事的詰合ヲ開始ス
- (3) 調停決裂ニ至ル經緯並ニ日佛經濟交渉不調ノ經濟ヲ發表シ佛ノ
責任ヲ明ニス

(2) 軍事行動ヲ開始ス

備考

軍事行動並ニ米ノ獲保ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

破

外務省

(日本標準規格B5) 8 1.4.6.1-2

76

提案理由 昭和十六年三月二日

大本營政府連絡懇談會決定

帝國力紛爭調停開始以來已ニ一ヶ月再度停戰期間ヲ延期セルニ拘ラ
ス未タニ調停ノ妥結ヲ見ルニ至ラスシテ今日ニ至レリ而シテ二十三
日連絡懇談會ニ於テ決定セル如ク停戰期間ノ延長ハ之ヲ以テ最終ト
スルカ故ニ茲ニ佛側力應セサル場合ニ對スル帝國ノ最後的態度ヲ決
定スルノ要アリ

據ニ決定セラレタル「對佛印、泰施策要綱」第三要領第五號第一項
ニ於テ明カル如ク佛國力紛爭解決ニ應セサル場合ノ對佛印施策ハ
武力行使ノ決意ノ下ニ最後的調停ヲ實行シ而モ其妥結ヲ見サルニ方

外務省

(日本標準規格B5) 8 1.4.6.1-2

77

REEL No. A-0485

0049

アジア歴史資料センター

リテハ断乎武力ヲ行使シ飽ク迄速ニ既定ノ「對佛印、泰施策要綱」ヲ完遂スルヲ以テ現下帝國內外ノ情勢上最喫緊ナリト思考ス。右見解ニ基キ茲ニ大本營陸・海軍部意見一致ノ下ニ本案ヲ提案スルモノナルヲ確信シテ疑ハサルナリ。

次第ナリ

而シテ帝國カ武力行使ヲ決意シ毅然タル態度ヲ以テ望ムハ畢竟武力ヲ行使スルコトナク外交的施策ニヨリ帝國所期ノ紛争解決ヲ期シ得ルモノナルヲ確信シテ疑ハサルナリ。

外務省

78

(日本標準規格B5)

S 1.4.6.1-2

佛側カ我最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置

昭和十六年三月二日

大本營政府連絡懇談會決定

一帝國ハ佛側ニ對シ三月五日正午ヲ限リ其ノ再考ヲ求ム
二佛印ニ對スル武力示威ヲ強化スルト共ニ西貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ停戦期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス
武力示威ハ航空兵力ヲ以テ之ヲ行フ
三月五日ノ回答期限ニ至ルモ佛側ニシテ帝國ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ハ帝國ハ佛印ニ對シ武力ヲ行使ス
右武力行使ニ方リテハ昭和十六年二月一日御裁可ノ對佛印、泰施策要綱第三要領第五號第三項ニ準據スルモノトス

外務省

79

(日本標準規格B5)

S 1.4.6.1-2

REEL No. A-0485

0050

アジア歴史資料センター

四 武力ノ發動時機ハ三月八日以降トシ皆佛印作戰準備ノ進捗ニ應シ
之ヲ定ム

但シ三月八日以降ト雖モ佛側ニシテ我調停案ヲ應諾スルニ於テハ
武力行使ヲ中止ス

五 佛側カ三月五日ニ至ルモ我調停案ヲ受諾セサル時ハ帝國ハ泰ニ對
シ三月八日以降泰カ最後調停案所定國境線ヲ越エサル範圍ニ於テ
領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス泰ニ對シ兵器、軍需品及技
術指導等ノ軍事援助ヲ與フ

六 今後ニ於ケル調停ニ方リ停戰期間並ニ調停最後案ヲ變更スルコト
ナシ

註(1)第四項ニ關シ部隊通過後ニ於ケル措置ニ付テハ當時ノ情勢ニ
應シ之ヲ定ム

(回)最後調停案トハ二月二十四日提示セルモノトス

所要事項ノ説明

昭和十六年三月二日

大本營政府連絡懇談會決定

一一就テ

在北部佛印ノ兵力ヲ以テ武力示威ヲ強化スルカ如キヘ佛印軍ト
近ク觸接シアル我軍トノ間ニ不測ノ事態ヲ惹起シ北部佛印ヲ混
亂ニ陥ラシムル虞ナシトセサルヲ以テ武力示威ハ航空兵力ノミ
ニヨルコトトセリ

一二就テ

本號ハ第四號ト共ニ本案ノ背子ニシテ要ハ三月五日ノ回答期限
ニ至ルモ佛印カ應セサル場合ハ、武力ヲ行使スヘキ旨ヲ本懇談

三四就テ

會ニ於テ明確ニ決意シ更ニ所要ノ作戰準備ヲ進メントスルニ在

リ

武力發動ノ時機ハ三月八日以降トシニ對佛印作戰準備ヲ進捗
ニ趣シテ其ノ時機ヲ定メラルヘキモノニシテ爾他ノ條件ニ依リ
テ拘束セラルコトナク斷乎トシテ實行スル旨ヲ明カニセリ
但シ三月八日以降ト隸モ佛印ニシテ我調停案ヲ應諾スルニ於テ
ハ武力行使ヲ中止スヘキモ其ノ實行ニ關シテハ統帥上極メテ微
妙ナル關係ヲ有スルヲ以テ特ニ註(イ)ニ於テ統帥部ノ意ノアル所
ヲ説明スルコトトス

五ニ就テ

佛國力應備セサル場合當國力泰ニ對シ最後調停案所定國境線ヲ
越エサル範圍ニ於テ泰ノ行動ノ自由ヲ認メタルヘ對佛印日泰協
同作戰ヲ行ハントスルニアクスシテ我調停案ニ於テ定メタル範
圍内ニ於テ泰ヲシテ其ノ失地回復ヲ達成セシメントスルニ在リ

註四ニ就テ

調停不成立ニ基因スル我武力行使ハ「對佛印、泰施策要綱」中
要領第五號ニ明カナルカ如ク佛國ヲシテ我要求ニ聽從セシムル
ヲ以テ其限度トスヘキヲ以テ經令武力行使ノ準備完了シ之カ發
動ニ體スル 大命發令セラレタル後ニ於テモ佛側ニシテ我要求

ヲ容認スルニ於テハ原則トシテ更ニ 大命ニ依リ之力體動ヲ中
止セシメラルヘキモノナリ然レトモ統帥上特ニ考慮ヲ要スルハ
當時ニ於ケル軍隊ノ情況ニ依リ作戰行動ノ中止極メテ困難且不
適當ナル場合之ナリ即チ進攻部隊ノ船團カ港灣進發以前ニ於テ
ハ固ヨリ之力中止可能ナルヘキモノ之力進發後ニ於テハ當時ニ於
ケル部隊ノ位置乃至ハ態勢ノ關係上該命令ヲ當方面ニ分散シア
ル全部隊ニ徹底セシムルコトハ通信連絡等ノ見地ヨリ不可能ナ
ルコトアルノミナラス又進攻中ノ軍隊ヲ急遽中止セシムルコト
カ時トシテ軍ノ統帥ヲ棄シ或ハ陸海軍兩部隊間ノ精神的結合ニ
懸結果ヲ及ホス等統帥上由々シキ事態ヲ發生スルコトナキヲ保

シ難シ

第四號ニ關シ「駐」ヲ般ケラレタルハ覽ニ以上ノ考慮ニ依ルモ
ソニシテ「進發後ニ於ケル指置ニ就テハ當時ノ情勢ニ應シ之ヲ
定ム」トセルハ陸海軍兩統帥部力當時ニ於ケル情況ヲ適正ニ判
斷シ武力行使ヲ急遽中止セシムルコト不可能又ハ不適當ト認ム
ル場合ニ於テハ第四號ニ拘ラス中止セシメサルコトアルヘキ例
外ヲ考慮セラレタルモノナリ。

外務省

CH本標準規格B5

S 1.4.6.1-2

86

「タイ」佛印國境紛爭調停成立ニ至ル迄ノ經緯

一六二十三

「佛蘭西ニ對スル「タイ」ノ失地ノ歴史

今般帝國ノ居中調停ニヨリマシテ芽出度ク解決ヲ見マシタ「タイ」
佛印國境紛争ハ、其ノ起源ヲ「タイ」國ノ失地ノ歴史ニ遡ツテ考
察スルノ必要ガアルノテアリマス。御承知ノ様ニ「タイ」ハ十八
九世紀以降英・佛兩國ニ挾マレ漸次其ノ領土ヲ蠶食サレタノテア
リマスガ、茲テハ其ノ失地ノ歴史ヲ佛蘭西トノ關係ニ限り簡單ニ
觸レルコトト致シマス。

御手許ニ差上ケマシタ略圖ニヨツテ御分リノ通り、先ツ「タイ」

外務省

CH本標準規格B5
S 1.4.6.1-2

87

REEL No. A-0485

0054

アジア歴史資料センター

ハ一八六七年ハ「カムボジヤ」ノ保護権ヲ佛蘭西ニ譲ツタノデア
リマス。次イテ一八八八年、東京州ト「ラオス」北部ノ中間ニ位
スル「シブソン・チュー・タイ」地方ヲ割譲シ、(三)一八九三年ニハ「
メコン」河左岸ノ「ラオス」地方ノ大部分ヲ、下ツ(四)一九〇四年
ニハ今度問題トナリマシタ「メコン」河ノ右岸「ルアン・プラバ
ン」及「バクセ」ノ對岸地帯、即チ「バクライ」及「バサック」
地方ヲ割譲シ、最後(五)一九〇七年「カムボジヤ」ノ殘リノ地方、

即チ「バツタンバン」、「シエム・ラート」、「シソフオン」ヲ
含ム一帶ヲ譲ツタノデアリマス。斯クノ如クシテ「タイ」ハ一八
六七年ヨリ一九〇七年ニ至ル間、前後五回ニ亘り面積合計四十六

外務省

88

(II本標準規格B5) S 1.4.6.1-2

萬七千五百平方「キロ」、人口約三百八十萬ヲ佛蘭西ニ失ツタノ
デアリマス。

當時英・佛二大強國ノ間ニ挾マレ漸ク其ノ獨立ヲ保ツタ弱少「タ
イ」國トシテ、カカル佛蘭西ノ侵略ニ對抗シ得ナカツタノハ蓋シ
已ムヲ得ナカツタ所デアラウト思ハレルノデアリマス。然シナガ
ラ此ノ悲惨ナ失地ノ歴史ハ永ク「タイ」國人ノ腦裡ニ刻マレ、佛
蘭西及佛蘭西人ニ對スル恨ノ感情ガ「タイ」人ノ胸中ニ残ツタコ
トハ想像ニ難クナインデアリマス。

從ツテ「タイ」國トシテモ從來失地恢復ノ希望ガナカツタノデハ
ナク、例ヘバ「タイ」ニ不利ニ規定サレタ「メコン」河ノ國境線

外務省

89

REEL No. A-0485

0055

アジア歴史資料センター

6 1.4.6.1-2

(II 本標準規格 B5)

メコン
河
流
域
情
勢
シ
テ
ル
帝
國
ト
印
度
支
那
ト
ノ
關
係
ノ
變
化
ハ
「
泰
」
ニ
モ
影
響
ヲ
與
ヘ
ス
ニ
指
カ
ナ
カ
ツ
タ
ノ
テ
ア
リ
マ
ス。

ヲ 國 際 法 の 原 則 タ ル 河 流 の 最 深 部 ニ ヨ ツ テ 修 正 ス ル 標 交 渉 フ 緒 ケ
テ 居 ツ タ ノ テ ア リ マ ス ガ、 今 回 ノ 如 ク 大 規 模 ノ 失 地 回 復 ノ 要 求 フ
提 出 シ タ コ ハ ナ カ ツ タ ノ テ ア リ マ ス。 然 ル ニ、 最 近 ニ 於 ケ ル 國
情 態 ノ 急 變、 殊 ニ 歐 洲 ニ 於 ケ ル 佛 蘭 西 ノ 敗 退、 並 ニ 檔 東 ニ 於 ケ
指 カ ナ カ ツ タ ノ テ ア リ マ ス。

外務省

二 「タイ」ノ失地返還要求ト佛「タイ」直接交渉ノ失敗

即チ昨年六月佛蘭西ガ獨逸ニ敗レ、又七月以來日本ト印度支那ト
ノ間ニ話合ガ開始セラレタ前後カラ、「タイ」國ニ於テ佛蘭西ニ

對スル失地恢復ノ氣運ガ起ツテ參ツタノデアリマス。

當初「タイ」ハ「メコン」河國境線ノ修正並ニ一九〇四年ノ失地
恢復ヲ目標シ國內ニ於テ輿論ヲ喚起スル一方内々白、英、米、獨
伊等ノ意向モ探ル等オサオサ準備ヲ怠ラズ他方佛蘭西ニ對シ直接
外交交渉ヲ開始シタノデアリマス。

是ヨリ翌年六月十二日「タイ」ハ佛蘭西ト不可侵條約ヲ締結シ
タノデアリマスガ、其ノ批准交換ヲ條件トシテ失地返還ヲ要求シ

タノデアリマス。即チ九月十二日「ヴィイシー」政府ニ對シ(一)「メ

コン」河國境線ノ修正。(二)一九〇四年ノ失地即「ルアン、プラバ
ン」・「バクセ」ノ對岸地方ノ返還及(三)ラオス」及「カムボジヤ」

ガ將來佛蘭西ノ主權ヲ離レタル際「タイ」ニ歸復スペキコトヲ留
保スル三ツノ要求ヲ提出シタノデアリマス。右ニ對シ佛蘭西政府
ハ不可侵條約批准ト共ニ「メコン」河國境ニ關スル懸案解決ノ爲
委員會ヲ設置スペキコトハ承認スルモ佛印ノ領土保全ヲ變更セ
ントスル如何ナル要求ニモ應ジ得サル旨回答シ、「タイ」ノ要求ヲ
拒絶シタノデアリマス。「タイ」政府ハ右ニ不拘ラズ九月二十五
日再び前記要求ヲ繰返シ佛蘭西ハ十月十一日之ヲ再度拒絶シ、カ

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2

92

クテ佛「タイ」直接交渉ニヨル失地恢復ノ望ミハ一應絶エタノデ
アリマス。

此ノ前後ヨリ「タイ」國ハ佛印國境ニ軍隊ヲ増強シ、佛印側モ亦
之ニ對抗シテ國境ニ増兵シ、カクノ如クシテ「タイ」佛印國境ノ
形勢ハ次第ト險惡トナツテ參ツタノデアリマス。

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2

93

REEL No. A-0485

0057

アジア歴史資料センター

「タイ」佛印國境武力紛争ノ發生ト日本ノ平和的斡旋申入
當時「タイ」トシテハ此ノ國民的要望タル失地恢復後ニ關シテ帝
國ノ態度ヲ最モ重視シタコトハ素ヨリテアリマシテ、昨年秋「タ
イ」國ヨリ軍事使節ガ参リマシタ時セ、失地恢復ニ對スル我方ノ
意向ヲ探ラレントシタノテアリマス。

世界ノ不合理ナル現状ヲ矯正シテ公正且合理的ナル新秩序ヲ建設
セントスルコトハ帝國ノ國是ニアリ、從ヒマシテ「タイ」ノ失地
恢復要求ニ對シ同情ヲ禁ジ得タモノガアツタノテアリマスガ、大
東亞ノ安定・靜謐並ニ共存共榮ヲ念トスル帝國下致シマシテハ、
「タイ」ガ武力ニ訴ヘテ本問題ヲ解決セントスルコトニハ賛同致

シ兼ネタノデアリマス。其處デ「タイ」ニ對シテハ松岡外務大臣
ヨリモ一再ナラズ過激ノ態度ニ出ヅルコトナキ様自制方ヲ勧説シ
タノデアリマス。
他方佛蘭西ニ對シテモ國際ノ情勢ト極東ノ現狀トニ鑑ミ、或ル程
度「タイ」ノ要求ヲ容認スルコトガ佛「タイ」友好關係ノ維持増
進ノミナラズ佛領印度支那保全ノ見地ヨリモ得策且賢明ナリトノ
立場ヨリ、佛蘭西ニシテ若シ應ズルナラバ帝國トシテハ兩國間ニ
平和的斡旋ノ意向アル旨ヲ内々唆示シ來ツタノデアリマス。然ル
ニ不幸機熟サザル内ニ客年十一月末ヨリ「タイ」佛印國境ヲ挾ン
デ、戰端ガ開始セラルニ至ツタノデアリマス。

其處ニ帝國トシテハ大東亜會議保持ノ見地ヨリ、右戰闘ノ擴大ヲ

未然ニ防止ゼン爲、十二月二日松岡外務大臣ヨリ在京「アソリ」

佛大使ニ對シ平和的斡旋ノ意向アル旨非公式ニ申入レタノデアリマス。然ルニ佛蘭西政府ハ十九日ニ至リマシテ帝國ノ好意ハ多トルモ佛印保全ノ見地ヨリ領土割譲ニハ應ジ得サル旨回答シ來ツタルノデアリマス。依ツテ我方トシテモ佛國政府ニ其ノ不賢明ナル強硬態度ガ、結局佛蘭西ノ爲取ラザル所以ニ付反省ヲ求ムル丈ノ注意ヲ與ヘテ暫ク手控ユルコトトシタノデアリマス。

外務省

(II.本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2 96

四 戰闘ノ擴大ト帝國ノ居中調停申入

帝國ハ其ノ後事態ノ推移ヲ關心ヲ以テ注視シテ參ツタノデアリマスカ、本年一月ニ入り戰闘ハ俄ニ熾烈トナリ「タイ」軍ハ陸上ニ於テハ「カムボジヤ」北西國境ヨリ佛印ニ進出ラ開始シマシタガ、海戦ニ於テハ相當ノ損失ヲ蒙ツタノデアリマス。事茲ニ至リ戰禍ノ擴大事態ノ悪化ガ必然トナル一方、第三國ガ此ノ間ニ乘ジテ策動ヲ開始セントスル形勢モ見エテ參ツタノテ、最早事態ヲ其ノ儘放置スルヲ許サヌコトトナツタノデアリマス。ソコテ帝國ト致シマシテハ東亜ノ安定・靜謐保持ノ大局的見地ヨリ、本件紛争ニ關シ調停乗出ラ決意シタノデアリマス。

外務省

97

(II.本標準規格B5)

S 1.4.6.1-2

REEL No. A-0485

0059

アジア歴史資料センター

(II本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2

帝國申入ノ通り停戦ヲ實施シマシタノテ、停戦會議ヲ二十九日ヨリ西貢停泊中ノ帝國軍艦ニ於テ帝國停戦委員司會ノ下ニ行ヒ、三十一日日、佛、「タイ」三國停戦委員ノ間ニ停戦協定ガ署名調印セラレタノアリマス。

一月十九日前記居中調停ニ關スル帝國ノ根本方針ヲ決定致シ、翌二十日佛蘭西「タイ」兩國ニ對シ居中調停ノ正式申入ヲナスト共ニ、右二件ヲ爲萬般ノ手配ヲ、並フルコトヲ僻ラナカツタノデアリマス。右調停申入ニ對シ兩國政府ハ二十一日及二十二日夫々受諾ノ回答ヲ齎シタノテ二十四日佛「タイ」兩國ノ帝國ノ調停受諾ノ旨公表スルト共ニ、更ニ二十六日左記ノ申入ヲナシタノデアリマス、即チ二十八日正午ヲ以テ停戦ヲ實行シ、(二)二十九日ヨリ西貢入港ノ帝國軍艦名取艦上ニ於テ停戦會議ヲ行ヒ、(三)停戦後二週間以内ニ國境紛争ノ最終的解決ヲ圖ルタメ東京ニ於テ會議ヲ開催スベキコトヲ提議シタノテアリマス。幸ヒ兩國共右提議ニ同意シセラレタノアリマス。

(II本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2

五 東京ニ於ケル調停會議開催

右側戰會議ニ引續キ東京ニ於テ國境紛爭ノ最終的解決ヲ圖ル爲ノ會議ガ開カレル段取りトナリ、「タイ」全權一行ハ二月五日、佛印隨員ハ六日東京ニ到着シマシタ。佛國側ハ在京「アンリー」大使、日佛印經濟交渉代表ノ「ロバン」前總督ガ全權トナリ、「タイ」國側ハ「タイ」外務省顧問「ワンワイ」殿、在京「ビヤ・シ・セナ」公使及「ラ・シルバ」「タイ」國防軍參謀長ガ全權トナリ、調停國タル日本ハ松岡外務大臣、松宮無任所大使ガ調停委員トナリ、之ニ隨員其他ノ關係員ヲ加ヘ四十數名ノ顔振レトナリ、七日ヲ期シ會議ヲ開始シタノデアリマス。

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.4.6.1-2 100

六 東京會議ノ經過ト調停案ノ提出

會議ハ二月七日開始以來調停成立ノ今日迄僅ニ一ヶ月余ノ短時日ニアツタノデアリマスガ、交渉ハ相等ノ迂余曲折ヲ經タノデアリマス。即チ先づ八日及九日ノ二日ニ亘リ兩國全權ヲ交ヘ之ニ調停者側タル帝國委員ガ立會ヒ非公式會議ヲ開催シタノデアリマスガ右會議ニ於テ「タイ」側ハ一八六七年以來ノ失地全部ノ返還ノ要求ヲ提出シ、佛國側ハカヽル甚大ナル要求ヲ討議スルコトヲ拒絶シ、統ニ討議ノ基礎ニ付テ兩國全權ノ主張著シク懸隔シ會議ノ進捗ヲ見ルコト頗ル困難ナルヲ豫想セシメタノデアリマス。其處デ我方トシテハ兩者ノ主張ヲ各々緩和セシメ意見ノ一致點ヲ見出ス

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.4.6.1-2 101

REEL No. A-0485

306

アジア歴史資料センター

爲先づ兩國全權ヲ交ヘタ非公式會議ハ之ヲ中止シ佛及「タイ」側

ニ對シ個別的會談ヲ開始シタノデアリマス。個別會談ハ殆ド連日ニ亘リ行ハレ帝國委員ノ努力ノ結果兩者相當ノ歩ミ寄リヲ見タノデアリマスガ遂ニ意見ノ一致ヲ見ルマデニハ至ラズ其處デ調停者トシテ公正妥當ナリト信ンズル案ヲ決定シ三月十七日第三回非公式會議ノ席上兩國全權ニ提出シタノデアリマス。右調停案ハ戰鬪開始前ノ「タイ」側ノ主張タル一九〇四年ノ失地即チ「バクライ」「バサツク」ノ兩地域ノ外現ニ「タイ」軍ノ進入シタル一九〇七年ノ「カムボジヤ」失地ノ大部分ヲ佛印ヨリ「タイ」ニ割譲スル代リトシテ、「タイ」ハ佛蘭西ニ一千萬「バーツ」ヲ支拂フコト

外務省

CH本標準規格B5
S 1.4.6.1-2

102.

トシ、外ニ附帶的諒解事項トシテ國境劃定ノタメノ混合委員會ノ設置、國籍、財產處分ノ問題、將來ノ紛爭防止（非武裝地帶ノ設定及其ノ實行監督）、帝國ノ協力援助（佛「タイ」兩國ヨリノ便宜供與ヲ含ム）ヲ規定シタルモノニアリマス。

「タイ」側ノ菴大ナル要求ヲ一九〇四年ノ失地全部及七年ノ失地ノ大部分ニ限定セシムルトトモニ佛側ノ立場ヲモ考慮シ一千萬「バーツ」（邦貨約千六百萬圓）ノ支拂ヲ規定シタ公正ナル調停案トシテ帝國苦心ノ存スル案デアツタノデアリマス。然ルニ右ニ對シテハ「タイ」側ハ一千萬「バーツ」ノ支拂ニ強ク反對シ、佛側ハ右支拂ハ固執セザルモ領土割譲ハ一九〇四年ノ失地及「カムボ

外務省

CH本標準規格B5
S 1.4.6.1-2

103.

REEL No. A-0485

0062

アジア歴史資料センター

ジヤ」ノ極少部分ニ限定スル旨回答シテ參ツタノデアリマス。依

ツテ帝國ハ更ニ彼我ノ主張ヲヨク勘考シタ結果二十四日ニ至リ調停最後案ヲ二十八日中ニ回答スベキ期限ヲ附シテ應諾ヲ求メタノ

ニアリマス。右最後案ト稱セラレタモノハ地域ハ前案ト同ジデアツタガ、一千萬「バーツ」ノ支拂條項ヲ削除スルト共ニ、一九〇七年ノ「カムボジヤ」ノ地域ニ關シ右全部ヲ非武裝地帶トスルト共ニ佛國及佛領印度支那人ニ入國、居住、營業ニ關スル平等待遇ヲ規定シタモノニアリマス。

外務省

CH本標準規格B5
S 1.4.6.1-2 104

0063

七 停戰期間ノ延期ト調停最後案ニ對スル佛・「タイ」ノ態度

尚此ノ間最初ノ停戰期間ハ二月十一日ヲ以テ終了シマシタノデ、之ヲ二十五日迄二週間延長シ、更ニ第三回ヲ最後トシテ三月七日正午迄延長シタノニアリマス。第二回ヲ以テ最後ト惟ハ本調停會議ガ往復時日ヲ車又ルコトヲ防グト共ニ帝國ノ決意ノ存スル所以ヲ兩國ニ示サンガ爲デアツタノニアリマス。

前記調停最後案ニ對シテ、「タイ」ハ二十六日全面的ニ受諾ノ回答ヲ齎シタガ、佛蘭西ハ五ツノ留保條件ヲ附シ來ツタノニアリマス。即チ「バクライ」地方ノ三角地帶ハ「ルアン・プラバン」王家ノ墓陵ノ保存及參拜ノ爲之ヲ佛印ニ留保スルコトト、〔〕「メコン

外務省

CH本標準規格B5
S 1.4.6.1-2 105

REEL No. A-0485

アジア歴史資料センター

河中ノ「コン」「コーン」ニ島ヲ佛印ニ留保スルコト、(二)「スツ
ン・トレーン」ノ鈎岸地帯ヲ佛印ニ留保スルコト、(四)非武裝地帯及
平等待遇ヲ割譲地域全部ニ及ボスコト、及ビ日本調停ニヨル國境
紛争ノ解決ガ最終的タルコトノ帝國ノ保障即チ是ニアリマス。
前記佛側ノ留保ハ相當大ナル條件ニアツテ「タイ」側ヲシテ容認
セシムルコト容易ニアク、又佛側モ右留保ヲ固執シテ已マズ交渉
ハ仲々ノ困難ヲ見タノデアリマス。此ノ間帝國トシテモ佛側ガ本
案ヲ馳迄受諾セズ調停決裂ノ場合ヲ虞リ最惡ノ事態ニ處スル爲萬
全ヲ期シタノニアツテ、万一名ノ場合ヲ虞リ在佛印居留民ニ對シ引
揚準備ノ豫告ヲ與ヘタノデアリマス。其ノ後佛蘭西側ト向モ銳意

接衝ヲ續ケタ結果、佛側ハ二十八日ニ至リ帝國最後案ニ代ルベキ
一ツノ代案ヲ提出シタノニアリマス。

右ハ一九〇四年ノ「バグライ」「バサツク」ノ兩地ノ外「カムボ
ジヤ」ニ於テハ「バ^{ソク}バンバン」州ニ代フルニ「タイ」國ノ南部
海岸地方一帯並ニ北部「ハイ・メコン」地方ヲ「タイ」ニ割譲ス
ル案ニアツテ、「タイ」側ニ對シテモ相當有利ト認メラレタノデ
出來得ベクンバ「タイ」ヲシテ之ヲ受諾セシ安結ヲ闘ラント努力
ヲ重ネマシタガ、遂ニ「タイ」側ノ容ル所トナラズ、再ビ我方
最後案ニ立戻リ佛側ニ對シ極力留保條件ノ激和ヲ求メタノニアリ
マス。

(II)本標準規格B5
S 1.4.6.1-2 109

アン、プラバン」對岸三角地帯ノ佛印留保ハ之ヲ徵回セシメ王室
 墓陵ノ尊敬及參拜ニ對スル便宜ヲ「タイ」ニ約セシメ、(四)「メコン」河中二島ハ「タイ」ニ歸屬セシムルモ之ヲ佛「タイ」共同管理
 ドシ島上ノ施設ハ佛ニ保有セシムルコトトシ、妥結セシムルコト
 ニ成功シタノデアリマス。

八停戰協定滿了ト三國共同「コムニユケ」發表並ニ兩者ノ意見一致
 此ノ間三月七日ヲ以テ最後トスル停戰期間モ満了ニ近ヅイタガ、
 鬼モ鬼調停案ノ重要部分ニ付テハ佛「タイ」兩國ノ合意モ成立シ
 タルコトニテモアリ、唯細部ノ點ニ付テ接衝ヲ要スル事態トナツ
 タノデ六日右趣旨三國共同「コムニユケ」ヲ發表シ停戰ハ實際上
 ノ措置トシテ之ヲ實施スルコトトシタノデアリマス。其ノ後更ニ
 佛「タイ」双方ヲ極力說得ノ結果遂三十日ニ至リ完全ニ佛「タイ」
 兩國ノ意見ノ合致ヲ見タノデアリマス。即チ帝國最後策ニ關スル
 佛側留保條項中(一)非武裝地帶及平等待遇ハ割譲地全部ニ及ボシ、
 (二)「スツン、トレーン」ノ對岸諸地域ハ佛側ニ留保スルモ、(三)「ル

(II)本標準規格B5
S 1.4.6.1-2 108

九 帝國ノ保障ト政治的了解ニ關スル往復文書

佛蘭西ハ帝國ノ調停案受諾ノ一條件トシテ今回ノ紛争解決ガ最終ノモノニシテ變更シ得ザルモノナルコトヲ帝國ガ保障シ、其ノ保障ノ目的及性質ヲ文書ヲ以テ確認センコトヲ要求シテ來タノデアリマス。紫ヨリ調停者トシテノ責任上今回ノ紛争解決ガ最終的ノモノタルコトヲ保證スベキコトハ當然ノコトデアルカ、同時ニ右ハ「タイ」ニ御シテモ行フ必要ガアリ又今回ノ調停ヲ契機トシテ日、佛印及日「タイ」間ニ關係ガ一段ト緊密化セラレタコトヲ何等カノ形式ニ於テ確認セシメ置クコトヲ必要ト觀メタノデ、右保険ニ關ス文書中日本トノ善隣友好關係ノ樹立、經濟緊密關係ノ増

外務省

(日本標準規格B6)

S 1.4.6.1-2

110

進並ニ直接又ハ間接ニ帝國ニ對抗スル政治、經濟、軍事上ノ協約乃至了解ヲ第三國ト結バシメザルコトヲ約セシムルコトトシ、十二日發表セラレ新聞デモ皆様御承知ノ通りノ文書ヲ佛、「タイ」双方ト取換ヘスコトトシタノデアリマス。

以上ノ經緯ノ通り日、佛、「タイ」三國間ニ完全ニ意見ノ一致ヲ見マシタノデ去ル十一日午後三時半ヨリ日、佛及日「タイ」間ニ前記往復文書ノ交換ヲ了シ、更ニ午後四時ヨリ第二回公開會議ヲ開催調停條項ニ對スル兩國全權並ニ帝國委員ノ署名ヲ完了シタノデアリマス。

十一調停成立ノ意義

外務省

8 1.4.6.1-2

111

0066

REEL No. A-0485

アジア歴史資料センター

カクシテ 帝國ノ不撓不屈ノ斡旋功ヲ奏シ調停ヘ茲ニ圓滿ニ成立シ、
 「タイ」佛印間ニ友好關係ガ恢復樹立セラレ、大東亜ノ安定靜謐
 立ニ世界ノ平和、人類ノ福祉ニ貢獻スルト共ニ、日、佛印、「タ
 イ」三國ノ緊密關係ガ益々鞏化セラレ、大東亜共榮圏確乎タル
 第一步ヲ踏ミ出シタコトヘ帝國ノタメ又佛「タイ」兩國ノタメ寔
 ニ同慶ノ至リト存ズルノデアリマス。

十一條約交渉

尙前記調停成立後佛「タイ」兩國間ニ速カニ條約ヲ締結スル爲引
 續キ交渉方行ハルル豫定テ右ニ對シ帝國モ亦協力ヲ惜シマザルモ
 ノデアリマス。

第三條
 退羅國印度支那間ノ「メコン」河ニ依リ構成セラル國境線ニ關ス
 ル一切ノ紛争ヲ避タル爲締約國ヘ現地ニ於テ合意シ依リ右國境線ノ
 決定ヲ爲スコトヲ約ス
 「メコン」河國境ノ定義ハ之ガ爲左ノ如ク明定セラル
 一、「メコン」河ノ水路中同河ガ島嶼ニ依リ數流ニ分タレザル水路
 ノ部分ニ於テハ同河ノ流線ガ退羅國印度支那間ノ國境ヲ構成ス
 二、「メコン」河ノ水路中一年ノ何れカノ時期ニ一本ノ流水ニ依リ
 退羅國ノ河岸ヨリ分離セラル島嶼ニ依リ同河ガ數流員分タル
 部分ニ於テハ國境ヘ退羅國ノ河岸ニ最モ近キ流ノ流線ニ依リ構成
 セラル

線ニ依ルベシ但シ「メコン」河常設委員會ハ發生スルロトアルベ
キ此ノ種メ各場合ヲ實地ニ検査スルコトヲ求メラルベク同委員會
ハ右ノ場合ニ於テ次節ニ列舉セラルル河川ノ土地ニ付既ニ決定セ
ラレタル如ク移轉ヲ可ナリト認ムルトキハ最近キ流線ニ國境ヲ
移轉スベキコトヲ提議スルコトヲ得ベシ

「ドン・キオー」「ドン・キオーノイ」「ドン・ソイ」「ドン・
ニアット」「ドン・バンフュン」「ヘクト・サイオフ・ウエウン
クーム」「ドン・コーコン・ディンヌア」及「ドン・ソンボン」
ノ名稱ノ下ニ知ラルル河川ノ土地ハ確定的ニ暹羅國ノ領域ニ歸屬
セシメラルベク此等ノ土地ハ眞ノ島嶼ト爲スヨリ寧ロ或モノハ暹
羅國ノ河岸ノ一部又ヘ他ノ或モノハ暹羅國ノ河岸ニ附屬スル單ナ
ル沖積土ト看做スヲ得ルモノナリ

前記ノ土地ニ居住シ又ヘ之ヲ耕作スル佛蘭西國民ハ其ノ國籍ヲ保
有メ右國民ハ暹羅國法令及施行申ノ條約ノ制度ノ下ニ居住、所有

又ヘ單ナル耕作ノ權利ヲ引續キ享有大ベシ
佛蘭西「メコン」河常設委員會ハ右ノ如ク確定セラシタル河川國境
線ノ決定ヲ行フノ任務ヲ有スベシ
但シ關係兩國政府ノ承認ヲ留保ス
右決定ヘ「メコン」河ノ水路ノ一萬分之一地圖上ニ國境線ヲ掲グ
ルコトヲ包含スベシ尙「メコン」河ノ水路中必要ナ認メラルベキ
一切ノ部分ニ直リ境界ヲ標示スルコトヲ包含スベシ
コトヲ約ス

平九百四年五月十四日ノ協約第四條ノ規定ヘ維持セラレ且確認セラ
ル

REEL No. A-0485

0069

兩沿岸國ノ一方ノ官廳ニ依リ國境「メロン」河上ニ於テ船舶ヲ使用
スルコトヲ將來許サルルコトアルベキ商事航行會社ハ專ラ暹羅國會
社又ハ印度支那ノ會社タルベキモノトス

外務省

CH本標準規格B6

S 1.4.6.1-2

116

アジア歴史資料センター